

サービス種別	質問内容	回答	更新日
訪問型 A	訪問型サービスAにおいて、一定の研修修了者を従事者とすることは可能か。	一定の研修修了者による基準設定は現在のところ考えておりません。	11月28日
訪問型 A	みなし指定を受けている事業所は、新たに指定申請を行わなくても、自動的に「現行相当サービス」及び「訪問型サービスA」を提供できることになるのか。	「現行相当サービス」は、みなし指定により提供することが可能であるが、「訪問型サービスA」等の緩和型サービスの提供にあたっては、その基準に基づく新たな指定を受けることが必要となります。	11月28日
訪問型 A	既存の生活支援型ホームヘルプサービスは、総合事業開始後、どのような位置づけとなるのか。	総合事業の訪問型サービスとして実施予定です。	11月28日
現行の予防サービス	サービス利用時の単価選択（「月当たりの包括単価」か「利用1回ごとの出来高で定める単価」か）は、誰が、いつ時点で行うのか。	利用者が、ケアプラン作成時に選択することとなります。したがって、月の利用実績に関わらず、ケアプランに位置付けた単価以外で報酬請求することはできません。	11月28日
全般	基本チェックリスト実施後、ケアプラン作成までは、総合事業のサービスを利用することはできないという理解でよいか。	お見込みのとおり。	11月28日
全般	総合事業では速やかにサービスにつながり、いわゆる「お守り認定」の必要はないという広報をしてもらえるのか。	基本チェックリスト実施後、ケアプラン作成を経て、総合事業のサービスを利用することができるため、新たな流れについて、パンフレットや様々な機会を通じて周知に努めます。	11月28日
訪問型サービス	現行相当サービスと緩和型サービスを利用する場合、各々、サービスに分けて請求を行うのか。	ケアプランに位置付けられていれば各々で請求可能です。報酬については、原則月額報酬ですが、1箇月のうちに訪問型サービス内、通所型サービス内で、異なるサービスを組み合わせて利用する場合は1回当たりの報酬で請求することを想定しています。	12月20日
介護予防通所介護	既存事業所（介護予防通所介護の指定あり）が通所型サービスAでの指定を希望する場合の申請手続き方法について教えてほしい。	12月20日開催の新設事業所説明会資料をご覧ください（資料23ページ）。	12月20日
介護予防ケアマネジメント	血圧の変動が激しいため、家事を本人と一緒にしないつつ、安全確認のための声かけや疲労の確認を適宜行なっている場合、種別を①現行相当サービスに位置付けてよいか。	国のガイドラインでは、状態が変化しやすく専門的サービスが必要な方等には、現行相当サービスを位置付けることが想定されていますが、どの種別のサービスを利用されるかは、ケアマネジャーや医師等の意見をもとに判断してください。	12月20日
介護予防通所介護	通所型サービスを利用する場合、今までの要支援1、2による基本単価設定ではなく、要支援1でも週2回利用、要支援2でも週1回利用ができるようになるのか。	今まで通り、回数の制限はありません。支給限度額内に収まるよう、その方に必要なサービス回数をケアプランに位置付けてください。	12月20日
介護予防通所介護	短時間デイサービス⑨の指定申請手続きについて法人定款の目的欄記載にかかる手続きが1月の受付期間に間に合わない場合、申請書類の提出は見送りとなりますか。	定款を受付期間中に提出できない場合は、それ以外の書類を受付期間中にご提出いただき、定款変更の手続きが終わり次第速やかにご提出ください。 なお、4月1日指定の場合は、2月中を目途とさせていただきます。定款を確認後に、指定書を交付します。	12月28日

介護予防通所介護	<p>これまで国の基準では、指定介護予防通所介護との兼務は、「指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの各事業が同一の事業所においての一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第9条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、上記第2の2から9に規定する員数を満たしているものとみなすことができる。」とあり、指定通所介護事業での人員基準を満たせば実施可能とされていました。12/20新設事業所説明会資料(P16～P17)によれば、兼務は管理者のみが可能と読み取れるのですが、生活相談員、機能訓練指導員、看護職員、介護職員は、管理者と同じように兼務することはできるのでしょうか。</p>	<p>指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業と同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の人員に関する基準を満たしていれば、お見込みのとおりです。</p>	12月28日
介護予防通所介護	<p>短時間デイサービスを平成29年4月1日以降に事業実施を希望する場合(例えば平成29年12月1日に事業開始)平成29年1月29日以降も申請受付は可能か。平成29年1月29日をもって、事業者の公募が締め切りとなるのか。</p>	<p>平成29年4月1日指定につきましては、1月で受付を終了します。 平成29年4月1日以外の指定につきましては、2月以降も随時受付しております。なお、指定を受けたい3か月前には事前相談いただきますようお願いいたします。</p>	12月28日
介護予防通所介護	<p>現行の定款の目的欄には、第二種社会福祉事業として、老人デイサービス事業の経営とありますが、第一号通所事業(総合事業における通所型サービス)を実施する場合、定款変更の手続きは必要ですか。</p>	<p>社会福祉法における第二種社会福祉事業に定義される老人デイサービス事業には、第一号通所事業も含まれるため、定款変更の手続きは必要ありません。</p>	1月16日
介護予防通所介護	<p>向日市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所の指定申請に係るチェックシートに、当該申請に係る資産の状況(決算書(貸借対照表、損益計算)、資産の目録、事業計画書、収支予算書、損害保険証書の写し等)とありますが、決算書の添付だけでよろしいでしょうか。 また、複数個所で事業所を営んでいる場合は、どの部分の決算書類が必要でしょうか。</p>	<p>すでに事業を実施している事業所につきましては、決算書を添付してください。また、添付する決算書は、法人全体と申請を行う事業所の部分とします。</p>	1月16日
介護予防訪問介護	<p>現行の介護予防訪問介護については、定額報酬であるため、基本的には、キャンセル料は発生しないため、契約書内には、キャンセル料の記載はしていません。総合支援事業での介護予防ヘルプサービス、生活支援ヘルプサービスにおいては、1回当たりの単位設定があるが、キャンセル料の取り扱いについてはどうなのか?</p>	<p>キャンセル料については、事業所の裁量で定めることができます。</p>	1月16日
全般	<p>誓約書のひな型がありません。介護保険事業所申請の際に提出する誓約書の宛先を向日市長としての提出で良いのでしょうか。</p>	<p>根拠法令等が異なる可能性があります。 参考様式をHPに公開しましたので、そちらをお使いください。</p>	1月16日